

緊急援助交付金

事業案・ヒント・よくある質問



Lions Clubs International
FOUNDATION

事業案とヒント

ライオンズは、各地域社会でニーズ調査を行うことにより、交付金予算内で行える最も効果的でインパクトのある救援活動を決定する必要があります。また、事業が他の組織の活動と重複することなく、現地の救援体制の隙間を埋めるものとなるようにすべきです。以下は、ライオンズがよく行っている事業の例です。



必要な救援物資を購入し、災害によって家を失った人々の避難所で配布する。

フードバンク、食料配給所、その他の給食プログラム用の食品を購入することで、災害によって増大したニーズを満たす。

炊き出し用の食品を購入する、および/または被災者に食品の袋詰めを配布する。

必需品を購入し、災害救援キットを作って被災者に配る。

地元の小売店、商店主、業者などと連携して「ライオンズ救援デー」を開催し、被災者が緊急物資を手に入れるようにして、ライオンズが代金を支払う。

重要事項

- 現金は支給しない。



- 支払いは小切手または電信送金により、地区口座から供給者または業者に対して行う。



- 救援物資の請求書の日付は交付金の承認日以降。

- 救援活動はライオンズが直接行う。交付金/救援物資は政府機関に引き渡さない。



- ライオンズと受益者を写した適切な写真によって、救援活動が行われたことを立証する。



報告 - 期限

- 交付金が支給されたら、交付金はその受領日から**1カ月**以内に使用され、期日内に報告される必要があります。



以下を添えて報告

- 受取および支払口座
- 請求書/領収書原本
- 銀行口座明細書
- 写真
- 地区キャビネットによる証明
- 受益者の声
- 未使用の交付金はLCIFに返還



1. **個々のライオンズクラブは緊急援助交付金を申請できますか?** いいえ。クラブは各地域社会で救援活動を主導できますが、交付金は地区に対してのみ提供されます。そのため、現地区ガバナーがLCIFに申請しなければなりません。
2. **一つの災害に対して複数の緊急援助交付金を受けられますか?** いいえ。LCIFが検討する申請は災害につき1件のみです。申請の頻度は考慮の対象となります。LCIFは救援を主とする組織ではなく、資金を得るための唯一の選択肢と見なされるべきではありません。
3. **緊急ニーズがすでに満たされている場合には、緊急援助交付金を他のニーズを満たすために使用できますか?** いいえ。緊急援助交付金の唯一の用途は緊急ニーズへの対応です。ライオンズが申請に先立ってニーズを調査し、緊急援助交付金が適切であるかを見極めることが大切です。ガレキ除去や住宅の小さな修繕といった中期的なニーズを満たすには、地域復興援助交付金がもう一つの選択肢となります。
4. **緊急援助交付金には申請期限がありますか?** はい。地区は災害の発生から30日以内に申請しなければなりません。これにより、ライオンズには災害発生後に現地のニーズを調査する十分な時間が与えられます。
5. **LCIFは、緊急援助交付金が承認される前に生じた経費を地区に払い戻しますか?** いいえ。承認前に生じた経費は、LCIFからライオンズへの払い戻しの対象にはなりません。また、LCIFへの最終報告書の提出時にこれらの経費の領収書を添えても、LCIFは受け取りません。
6. **地区は未使用の交付金を蓄えておくことができますか?** いいえ。交付から30日以内に使用されなかった場合には、交付金はLCIFに返還しなければなりません。交付金が対象とならない経費に使われた場合には、LCIFはその金額をLCIFに返還することを求めます。
7. **救援活動を監督する責任は誰にありますか?** 交付金承認時の地区ガバナーが交付金の管理責任者であり、地区キャビネットや現地委員会と協力して救援活動を行う必要があります。これはチームとしての取り組みです。
8. **一つの地区のライオンズは、別の地区のライオンズの救援活動を支援するために、緊急援助交付金を申請できますか?** いいえ。緊急援助交付金は、災害によって被災している地区に対してのみ提供されます。被災した地区以外のライオンズが現地での救援活動を支援したい場合には、LCIFの支援は受けずに、自らのリソースを使って行うことができます。
9. **緊急援助交付金は、将来の災害に備えての備蓄品に使うことができますか?** いいえ。緊急援助交付金は、将来の災害や救援物資の補充のためではなく、実際に災害が生じた場合のニーズを満たすために使うべきです。地区が将来の災害に備えることを希望しているなら、防災準備交付金を申請することが最善の選択肢です。
10. **ライオンズは地域組織と提携して救援活動を行えますか?** はい。ライオンズは、必要に応じて他の組織と提携できます。ただし、救援活動を行う他の組織に交付金や物資を引き渡したり、寄付したりすることはできません。
11. **LCIFは救援活動が完了した時に報告を求めますか?** はい。救援活動の結果を詳記した最終報告書を、LCIFに提出しなければなりません。報告書式が提供されますので、地区キャビネットが記入済みの報告書を確認・承認した上で、LCIFに送付する必要があります。

ご質問がありましたら、人道奉仕イニシアチブ課 (LCIFemergencygrants@lionsclubs.org) までお問い合わせください。

